

## 1 施設・設備について

4月28日に行われた建設委員会において、4月20日のワーキングチーム会議の結果修正された図書館の設計図について、審議が行われ、了承された。その時に出された意見や質問は、以下の通りである。

学習コーナーの机は、少なすぎないか。なぜ、減らしたのか。

- ・中学生の調べ学習の充実を優先した配置にした。
- ・パソコン室のパソコンを、ノート型パソコンにすることにより、学習室として使うことが可能になるので、不足することはない。

学習コーナーと畳コーナーとの間の壁を短くしてはどうか。

- ・確かに、畳コーナーは壁で仕切られると、圧迫感がある。しかし、学習室の静寂さを考慮すると、必要かもしれない。畳敷きのスペースを横に広げたり、壁の上部をガラス張りにしたりすることで、圧迫感を和らげたい。

調査研究室の使用法について。

- ・今のところ、新書類を置いて、小論文作成等の場所として使用できたらと考えている。

インターネットの使用等、情報センターとしての機能も整備してもらいたい。

現場の声を十二分に反映したものにして欲しい。

子どもたちの意見にもっと耳を傾けてもらいたい。

## 2 運営について

- (1) 中学校図書館と公民館図書館(町民会館)と共通システムで運営する。いいづな歴史ふれあい館にある郷土資料については、検索できるようにする。
- (2) 本の購入、管理にブックマークを導入する。

## 3 利用者規則について

利用者規則を考えるにあたり、飯綱中学校図書館の位置付けを次のように考えた。

- (1) 未来の飯綱町を担う子どもたちに、学びと読書の場を保障し、地域住民とふれあう中で飯綱町の一員であるという気持ちを育めるような図書館。
- (2) 公立図書館のない飯綱町において、地域に開かれた図書館として、より豊かな読書生活を町民に提供できるような図書館。

### 【休館日】

？曜日 週1回の休館日については、中学生の意見を尊重する。

年末年始 12月28日～1月4日

学校行事等によって、図書館を開放できない日

### 【開館時間】

[平日] 13:00～20:00

[休日] 9:00～17:00

### 【入り口について】

社会開放玄関から入る。

### 【利用登録について】

- (1) 中学校図書館は、誰でも利用できるが、利用登録が必要。初めて利用する人は、住所と名前が確認できるもの(健康保険証・運転免許証・学生証など)を持参する。小学生以下の方は証明は必要としない。登録者には 図書館利用カード を渡す。図書館利用カード は貸出券を兼ねる。

図書館利用カードは、すべての飯綱町の図書館(中学校図書館・公民館図書館)で利用できる。

貸出を希望する図書が飯綱町の他の図書館にある場合には、取り寄せることができる。

図書館利用カードは、幼・保育園児、小・中・高校生は進学した場合、一般の人は住所や電話番号、名字が変わった場合に改めて利用登録の手続きが必要になる。その場合は初めて利用する場合と同様な手続きを取る。

- (2) 他の利用者の迷惑となる行為(大声を出す、暴れる、故意に器物を破損する、図書館の職員の指示に従わない等の行為)をした場合には、利用を制限する。場合によっては、中学校図書館の利用登録を取り消す場合がある。

### 【ロッカーについて】

(1) かばんや袋類は、入り口付近の棚やロッカーに置くこととする。

(2) 中・高校生は棚を、一般の人は鍵付のロッカーを利用する。但し、貴重品は携帯することとする。

### 【貸出冊数と貸出期間】

5冊 2週間

**【返却】**

中学校図書館・公民館図書館いずれの図書館でも返却できる。(ブックポストは設置しない)

**【希望図書や予約について】**

図書館にあるリクエストカードや予約カードに記入して、カウンターに提出する。

**【学習コーナー・閲覧カウンターの利用について】**

学習コーナーは、パソコン(持ち込み)の使用が可能である。(但し、調査・研究室での使用を優先し、そちらが満席の時に使用できるものとする)  
中学生の授業の妨げとならないように使用する。

**【パソコン室の利用について】**

団体での使用のみとし、使用するには、事前の申込みが必要。

**【調査研究室の利用について】**

- (1) 閲覧及びパソコンの使用及びインターネット端末の利用ができる。インターネット端末の利用については、資料の検索など調査・研究に使用する。
- (2) インターネット端末の利用については、以下の通りである。  
利用者は、図書館利用カード(貸出券)を持っている人に限る。  
利用者は、貸出券を持って、カウンターに申し込む。  
一日一回 60 分とし、次に待っている人がいない場合に限り、一回のみ 30 分延長できる。

**4 その他**

- (1) 本の選定については、中学生や建設委員各位に意見やアイデアを出していただくと共に、インターネットで広く町民にアイデアや希望を募る。
- (2) 県立図書館で行っている公民館文庫(図書館がない市町村へ本の貸し出しをするシステム・5年ごとに更新手続きが必要)を利用する。
- (3) 本の配置については、中学生が使いやすいようにということと、町民が1冊でも多く本を借りてくれるようにということを考慮して決める。
- (4) 開館前のボランティアスタッフの募集については、ブックマーク導入が決定したら、来年度時期を見て行う。バーコード貼りを手伝っていただく。開館後のボランティアスタッフ募集については、別に行う。